

最高裁秘書第3584号

令和7年1月6日

仲 晃 生 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和5年（行ツ）第180号及び令和5年（行ヒ）第196号事件において、主任裁判官が作成し各判事に回した文書（主任メモなどと呼ばれる）及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。

上記事件の原審（東京地裁平成30年（行ウ）第93号、第98号～第104、東京高裁令和3年（行コ）第26号）について、最高裁が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書及び当該報告を受けて最高裁で作成された文書の全て。

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年2月3日付け（同月5日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第16号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）